

ハザードに基づく農薬使用者への評価法に関する審査ガイダンス

第1 目的

本ガイダンスは、「農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）」の別紙1「農薬使用者への影響評価ガイダンス」の別添5「ハザードに基づく評価法」（以下「ハザード評価法」という。）に関する審査の基本的な考え方を示すものである。

第2 審査に用いる資料

農薬の登録審査においては、農薬登録申請書及び人に対する影響に関する試験成績を用いる。

第3 ハザード区分の設定に関する審査について

ハザード評価法の「2 ハザード区分の設定（1）ハザード区分の分類」における「毒性データの提出を要しない合理的な理由があり、利用できる毒性データがない場合は、提出された合理的な理由の内容を評価し、必要に応じて分類する。」について、審査の例を以下のとおり示す。

1. 急性経皮毒性、皮膚刺激性及び眼刺激性

ア 腐食性（強酸性（おおむねpH 2以下）又は強アルカリ性（おおむねpH 11.5以上））を有するため、農薬に関する急性経皮毒性データ、皮膚刺激性データ及び眼刺激性データの提出が省略されている場合は、急性経皮毒性区分は分類せず、皮膚区分は区分1、眼区分は区分1とする。

イ 急性経口毒性において、半数致死量が2,000 mg/kg体重を超えるため、農薬に関する急性経皮毒性データの提出が省略されている場合は、急性経皮毒性は区分外に分類する。

2. 急性吸入毒性

気化させて使用する農薬ではないため、農薬に関する急性吸入毒性データの提出が省略されている場合は、提出されている農薬原体の急性吸入毒性データを基に農薬原体の毒性を区分1～4又は区分外に分類し、その区分を農薬の区分とみなす。混合剤の場合は、含有する農薬原体の中で最も急性吸入毒性の強い農薬原体の区分を農薬の区分とみなす。

なお、気化させて使用する農薬ではない場合であっても、農薬の急性吸入毒性データ（申請された農薬の毒性データによる分類、つなぎの原則又は加算式による分類）が提出されている場合は、当該データに基づき評価を行う。

エアゾル剤（ガスで噴射する農薬）については、「医薬部外品の添加物リストについて（平成20年3月27日付け薬食審査発第0327004号厚生労働省医薬食品局審査管理課

長通知)」において、医薬部外品である（１）薬用石けん・シャンプー・リンス等、除毛剤、（２）育毛剤、（３）その他の薬用化粧品、腋臭防止剤、忌避剤、（４）薬用口唇類、（５）薬用歯みがき類、（６）浴用剤に配合量の上限なく配合可能な成分として掲載されている噴射剤（例えば液化石油ガス）を用いたエアゾル剤の場合は、非エアゾル形態の混合物（エアゾル剤の中身）の急性吸入毒性の区分又は当該データが提出されていない場合は有効成分の急性吸入毒性の区分をエアゾル剤の急性吸入毒性の区分とみなす。医薬部外品の添加物リストに配合量の上限なく配合可能な成分として掲載されていない噴射剤を用いたエアゾル剤の場合は、申請者に対し、農薬の急性吸入毒性の考察を求める。

3. 誘引剤等、有効成分等が封入された状態で使用される農薬

誘引剤等、有効成分等が封入された状態で使用される農薬のため、農薬の急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性、皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性のデータの提出が省略されている場合は、いずれも区分外とみなす。

第4 防護装備及び使用上の注意事項の設定に関する審査について

1. 防護装備の設定

ハザード評価法の「3 ハザード区分に応じた防護装備と使用上の注意事項の設定」の「表9. ハザード区分に応じた防護装備の種類」において、区分1の保護面及び保護眼鏡は、粒剤の場合は保護眼鏡、粒剤以外の場合は保護面を着用させることとする。また、申請された農薬の剤型、使用方法等を考慮して、農薬の使用者の安全を確保するうえで必要な範囲において、防護装備を追加又は軽減若しくは削除することができる。表1に例を示す。

表1：防護装備を追加又は軽減若しくは削除することが可能な例

防護装備を追加する例	
合成ピレスロイド剤（皮膚搔痒性を否定する知見がある剤を除く）	農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣
防護装備を軽減又は削除する例	
① 水田における原液湛水散布（手振り散布のみ）	農薬の使用方法を考慮して、ハザード区分に基づくマスクは記載しない。
② 空中散布（有人航空機による散布）	農薬の使用方法を考慮して、ハザード区分に基づく防護装備は記載しない。ハザード区分から防護装備が必要な場合は、薬剤調製者のみ記載する。
③ ジャンボ剤（水稻用の水溶性フィルム入り粒剤/粉粒剤（細粒よりも粒径の大きい粒状の剤を含む））	農薬の剤型を考慮して、ハザード区分に基づく防護装備は記載しない。
④ ジャンボ剤（崩壊のおそれがないものであって、直接手に持って散布投入する農薬に限る）	農薬の剤型を考慮して、ハザード区分に基づく防護装備は記載せず、一律に「不浸透性手袋」のみを記載する。

2. 使用上の注意事項の設定

ハザード評価法の「3 ハザード区分に応じた防護装備と使用上の注意事項の設定」の表10、11及び12に定めた注意事項の設定が必要な場合は、農薬の剤型、使用方法、使用場所、事故例等を考慮して、農薬の使用者及び使用場所周辺の人の安全を確保するうえで必要な範囲において注意事項を追加又は削除することができる。

以下に例を示す。

(1) 皮膚掻痒性のある農薬

合成ピレスロイド剤は、動物試験・人での事例等から、くしゃみ・鼻水・かゆみ等の皮膚掻痒性が疑われるため、表2の注意事項を記載する。

表2：皮膚掻痒性に対する使用上の注意事項

対象農薬	注意事項
合成ピレスロイド剤（皮膚掻痒性を否定する知見がある剤を除く）	以下を追加する。 [毒性情報] ・のど、鼻、皮膚などを刺激する場合、また、かゆみを生じる場合がある。

(2) 適用農作物が樹木等（適用場所が公園、堤とう等の非農耕地）、芝及び樹木又は樹木類の農薬

適用農作物に樹木等（適用場所が公園、堤とう等の非農耕地）、芝及び樹木又は樹木類を含む農薬については、表3の注意事項を記載する。

表3：樹木等（適用場所が公園、堤とう等の非農耕地）、芝及び樹木又は樹木類に適用がある場合の使用上の注意事項

適用農作物	注意事項
① 樹木等 （適用場所が非農耕地）	以下を追加する。 [安全上の注意] ・作業後は手足、顔などをよく洗い、うがいすること。 ・公園、堤とう等*で使用する場合は、使用中及び使用後（少なくとも使用当日）に小児や使用に関係のない者が使用区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。 [保管] ・使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること。 ※：アンダーライン部は、申請書6項の適用場所に合わせた記載とする。 適用場所に公園又は堤とうがある場合は「公園、堤とう等」で統一した記載とし、庭園などは「等」とする。
② 芝	以下を追加する。 [安全上の注意] ・公園等で使用する場合は、使用中及び使用後（少なくとも使用当日）に小児や使用に関係のない者が使用区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。 ※：展着剤で適用農作物が「芝」の場合は、展着剤の対象農薬の注意事項で上記の注意事項を記載するため、展着剤には上記の注意事項は必要ない。 ※：AL剤（applicable liquid、予め水で希釈されており原液のまま使用できる製剤）の場合は、適用場所に「公園等」がない場合、上記の注意事項は必要ない。

③ 樹木又は樹木類	以下を追加する。 [安全上の注意] ・街路、公園等で使用する場合は、使用中及び使用後（少なくとも使用当日）に小児や使用に関係のない者が使用区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。 ※：フェロモン剤（封入剤）の場合は上記の注意事項は必要ない。 ※：AL剤の場合は、適用場所に「公園等」がない場合、上記の注意事項は必要ない。 ※：花卉類についても、街路、公園等で植栽される可能性があるかを考慮し、必要に応じて上記の注意事項を記載する。
-----------	--

(3) エアゾル剤及びスプレー剤（霧吹き状のAL剤）

エアゾル剤及びスプレー剤については、表4の注意事項を記載する。

表4：エアゾル剤及びスプレー剤に対する使用上の注意事項

剤型	注意事項
① エアゾル剤 ② スプレー剤	以下を追加する。 [安全上の注意] ・人に向かって噴射しないこと。 ※：シャワータイプのAL剤は、上記の注意事項は必要ない。

(4) ジャンボ剤

ジャンボ剤については、表5の注意事項を記載する。

表5：ジャンボ剤に対する使用上の注意事項

剤型	注意事項
① ジャンボ剤（水稲用の水溶性フィルム入り粒剤/粉粒剤（細粒よりも粒径の大きい粒状の剤を含む））	以下を追加する。 [安全上の注意] ・本剤は水溶性フィルムで小包装化されているため、通常の使用方法では安全上の注意事項はない。ただし、濡れた手で触らないこと。 ・水溶性フィルムが破袋した場合は以下の点に注意すること。 ^{※1} ※1：当該注意事項の後に、ハザード区分に基づく注意事項を記載する。 [応急処置] ・水溶性フィルムが破袋した場合は以下の点に注意すること。 ^{※2} ※2：当該注意事項の後に、ハザード区分に基づく注意事項を記載する。
② ジャンボ剤（崩壊のおそれがないものであって、直接手に持って散布投入する農薬に限る）	以下の注意事項のみを記載する。 [毒性情報] ・急性吸入毒性及び眼刺激性以外のハザード区分に基づく注意事項を記載する。 [安全上の注意] ・ハザード区分に基づく注意事項のうち、以下の注意事項のみを記載する。 ・使用の際、飲食又は喫煙をしないこと。 ・作業後は、手などをよく洗うこと。 [応急処置] ・ハザード区分に基づく注意事項のうち、以下の注意事項のみを記載する。 ・誤って飲み込んだ場合の注意事項 ・皮膚に付着した場合の注意事項 ・皮膚又は髪に付着した場合の注意事項

(5) 水溶性フィルム入り水和剤

水溶性フィルム入り水和剤については、表6の注意事項を記載する。

表 6：水溶性フィルム入り水和剤に対する使用上の注意事項

剤型	注意事項
水溶性フィルム入り水和剤	以下を追加する。 [安全上の注意] ・濡れた手で触らないこと。

(6) 誘引剤等、有効成分等が封入された状態で使用される農薬

誘引剤等、有効成分等が封入された状態で使用される農薬であるため、農薬の急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性、皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性のデータの提出が省略されている場合、使用上の注意事項は「該当なし。」とする。

(7) 水で希釈して使用する農薬

ハザード評価法の「3 ハザード区分に応じた防護装備と使用上の注意事項の設定」の「表 1 1. 皮膚区分及び眼区分に対応する使用上の注意事項」の脚注「* 皮膚刺激性及び眼刺激性については、水で希釈して使用する農薬の場合は、原液（粉末）のハザード区分と使用方法に従って調製される最小希釈倍数の希釈液のハザード区分が異なる場合は、注意事項を書き分ける。」は以下のとおりとする。

最小希釈倍数の希釈液（製剤濃度が最も濃い希釈液）の皮膚刺激性及び眼刺激性のハザード区分は、当該希釈液の試験成績又は加成方式による区分判定に関する資料が提出されている場合に、当該試験成績の結果又は加成方式による区分判定に関する資料に基づき評価する。当該区分に基づき表 7 及び表 8 のとおり注意事項を書き分ける。

表 7：皮膚区分に対応する使用上の注意事項

区分	注意事項
原液（粉末）： 区分 1	[毒性情報] ・原液（粉末）は重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷の危険、希釈液は皮膚に対して刺激性がある。
最小希釈倍数の 希釈液： 区分 2	[安全上の注意] ・粉じんを吸入しないこと。（固体製剤の場合） ・ミストを吸入しないこと。（液体製剤の場合） ・作業後は手足、顔などをよく洗うこと。 ・汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 [応急処置] ・原液（粉末）を誤って飲み込んだ場合には無理に吐かせないで、口をすすぎ、直ちに医師の手当を受けること。 ・原液のミスト（粉末の粉じん）を吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師の手当を受けること。 ・原液（粉末）又は希釈液が皮膚又は髪に付着した場合、よく洗い落とすこと。原液（粉末）が付着した場合は直ちに医師の手当を受け、希釈液が付着した場合は皮膚刺激が生じた場合に、医師の手当を受けること。 ・原液（粉末）が眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。直ちに医師の手当を受けること。 [保管] ・鍵のかかる場所に保管すること。

原液（粉末）： 区分 1 最小希釈倍数の 希釈液： 区分外	[毒性情報] ・原液（粉末）は重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷の危険。 [安全上の注意] ・粉じんを吸入しないこと。（固体製剤の場合） ・ミストを吸入しないこと。（液体製剤の場合） ・汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 [応急処置] ・原液（粉末）を誤って飲み込んだ場合には無理に吐かせないで、口をすすぎ、直ちに医師の手当を受けること。 ・原液のミスト（粉末の粉じん）を吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師の手当を受けること。 ・原液（粉末）が皮膚または髪に付着した場合、よく洗い落とし、直ちに医師の手当を受けること。 ・原液（粉末）が眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。直ちに医師の手当を受けること。 [保管] ・鍵のかかる場所に保管すること。
原液（粉末）： 区分 2 最小希釈倍数の 希釈液： 区分外	[毒性情報] ・原液（粉末）は皮膚に対して刺激性がある。 [安全上の注意] ・汚染された衣服は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 [応急処置] ・原液（粉末）が皮膚に付着した場合、直ちによく洗い落とすこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当を受けること。 [保管] ・該当なし。

表 8：眼区分に対応する使用上の注意事項

区分	注意事項
原液（粉末）： 区分 1 最小希釈倍数の 希釈液： 区分 2	[毒性情報] ・原液（粉末）は重篤な眼の損傷の危険、希釈液は眼に対して強い刺激性がある。 [安全上の注意] ・作業後は洗眼すること。 [応急処置] ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。原液（粉末）が眼に入った場合は直ちに医師の手当を受け、希釈液が眼に入った場合は、眼の刺激が続く場合に医師の手当を受けること。 [保管] ・該当なし。
原液（粉末）： 区分 1 最小希釈倍数の 希釈液： 区分外	[毒性情報] ・原液（粉末）は重篤な眼の損傷の危険。 [安全上の注意] ・該当なし。 [応急処置] ・原液（粉末）が眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。直ちに医師の手当を受けること。 [保管] ・該当なし。
原液（粉末）： 区分 2 最小希釈倍数の 希釈液：	[毒性情報] ・原液（粉末）は眼に対して強い刺激性がある。 [安全上の注意] ・該当なし。 [応急処置] ・原液（粉末）が眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレン

区分外	ズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の手当を受けること。 [保管] ・該当なし。
-----	---

3. 使用上の注意事項の読替えに関する運用

ハザード評価法の「3 ハザード区分に応じた防護装備と使用上の注意事項の設定」の表10、11及び12に定めた注意事項は、別添に示す読替えを可能とする注意事項を用いてもよい。

ハザード区分に応じた使用上の注意事項の読替えについて

ハザード評価法の「3 ハザード区分に応じた防護装備と使用上の注意事項の設定」の表10、11及び12に定めた注意事項は、表1の左項に示す注意事項について、右項の表現を用いてもよい。

1. 「ハザード区分に応じた使用上の注意事項」の表現は、今後のメーカーによる表記の統一状況を加味して必要に応じて見直すものとする。
2. 表1の表現にかかわらず、当該農薬のハザード区分より上位のハザード区分に対応する注意事項を記載してもよい。
(例) 区分1・2に対応する注意事項である「保管」について該当がない農薬に対して、「鍵のかかる場所に保管すること。」を付してもよい。
3. 表1に示す注意事項の表現のうち、文末の表現の許容範囲は表2のとおりとする。
4. 上記1～3を踏まえて、ハザード区分に応じて必要となる注意事項を農薬登録申請書に漏れなく記載すること。ただし、複数のハザード区分から同一の注意事項を記載する場合には、記載は一回でよい。
(例) 急性経口毒性と急性経皮毒性の両方から「使用の際、飲食または喫煙をしないこと。」の記載が必要な場合、記載は一回でよい。
5. 上記4において、異なる注意事項の統合は極力避けること。ただし、複数のハザード区分で記載が必要となる注意事項の内容に重複がある場合には、必要最小限の修正により注意事項を統合してもよい。
(例) 急性経口毒性により「作業後は身体を洗い流し、うがいをすること。」、急性経皮毒性により「作業後は身体を洗い流し、衣服を交換すること。」を記載する場合、両者を統合して「作業後は身体を洗い流し、うがいをするとともに衣服を交換すること。」としてよい。
6. 注意事項は、原則として、農薬登録申請書に記載したとおり農薬ラベルに表示するものとする。

表1：使用上の注意事項の読替え

1) 急性経口毒性

区分	ハザード評価法で規定する注意事項	読替えを可能とする表現
----	------------------	-------------

1・2	[毒性情報] ・飲み込むと生命に危険。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込むと命に係わる。 【液状の製品】 ・飲めません(命の危険) ・飲めません(生命の危険) 【固体の製品】 ・食べられません(命の危険) ・食べられません(生命の危険)
	[安全上の注意] ・使用の際、飲食または喫煙をしないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時は飲食または喫煙をしないこと。 ・使用時は/に飲食・喫煙しないこと。 ・使用時は/の飲食・/、喫煙禁止。 ・使用中は飲食や喫煙をしないこと。 ・作業中は飲食・喫煙禁止。
	・作業後は身体を洗い流し、うがいをする こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業後はすぐ/直ちに身体を洗い流し、うがいをする こと。 ・作業後は身体を石けんでよく洗い、うがいをする こと。 ・作業後はうがい(を)し、全身をよく洗い流すこと。
	[応急処置] ・誤って飲み込んだ場合には(無理に吐かせないで、※)直ちに医師の手当を受けさせること。 ※:乳剤・油剤については「無理に吐かせないで、」を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って飲み込んだ場合は(無理に吐かせないで、/無理に吐かせず、※)すぐ/直ちに医師の手当を受けさせること。 ・飲んだ場合は(無理に吐かせないで、/無理に吐かせず、※)すぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・誤飲の場合には、(無理に吐かせないで、/無理に吐かせず、※)すぐ/直ちに医師の手当を受けさせること。 ・誤飲時は(無理に吐かせないで、/無理に吐かせず、※)すぐ/直ちに受診する/医師の手当を受けさせること。 <p>※:乳剤・油剤については「無理に吐かせないで、/無理に吐かせず、」を追加する。</p>
	[保管] ・鍵のかかる場所に保管すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・カギをかけて保管すること。 ・施錠して保管すること。 ・施錠保管すること。 ・密栓/密封し、換気の良い場所に施錠して保管すること。 ・保管…密封し、直射日光をさけ、食品と区別して、冷涼・乾燥した所。鍵をかけること。
3	[毒性情報] ・飲み込むと有毒。	<ul style="list-style-type: none"> 【液状の製品】 ・飲めません(有毒) 【固体の製品】 ・食べられません(有毒)
	[安全上の注意] ・使用の際、飲食または喫煙をしないこと。	区分1・2参照
	・作業後は手足、顔などをよく洗い、うがい をすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがい をすること。 ・作業後はうがい(を)し、手足、顔などをよく洗う こと。 ・作業後はすぐ/直ちに手足、顔などをよく洗い、うがい をすること。
[応急処置] ・誤って飲み込んだ場合には(無理に吐かせないで、※)直ちに医師の手当を受けさせること。	区分1・2参照	

	※：乳剤・油剤については「無理に吐かせないで、」を追加する。	
	[保管] ・鍵のかかる場所に保管すること。	区分1・2参照
4	[毒性情報] ・飲み込むと有害。	【液状の製品】 ・飲めません(有害) 【固体の製品】 ・食べられません(有害)
	[安全上の注意] ・使用の際、飲食または喫煙をしないこと。	区分1・2参照
	・作業後は手足、顔などをよく洗い、うがいをする。	区分3参照
	[応急処置] ・誤って飲み込んだ場合（には無理に吐かせないで※）、気分が悪いときは医師の担当を受けさせること。 ※：乳剤・油剤については「には無理に吐かせないで」を追加する。	・誤って飲み込んだ場合（には無理に吐かせないで/には無理に吐かせず※）、気分が悪いときはすぐ/直ちに医師の担当を受けさせること。 ・誤飲の場合（には無理に吐かせないで/には無理に吐かせず※）、気分が悪いときはすぐ/直ちに医師の担当を受けさせること。 ・誤飲時（には無理に吐かせないで/無理に吐かせず※）、気分悪い時は医師の担当。 ・誤飲時は（無理に吐かせないで/無理に吐かせず※）、悪心を感じたら受診すること。 ※：乳剤・油剤については「には無理に吐かせないで/には無理に吐かせず」を追加する。 【乳剤・油剤】 ・誤飲時は無理に吐かせない。悪心を感じたら受診すること。 ・誤飲時は無理に吐かせない。気分が悪い時は受診する/医師の担当を受けさせること。 【乳剤・油剤以外】 ・誤飲し、悪心を感じたら受診すること。 ・誤飲し気分が悪い時は受診する/医師の担当を受けさせること。
[保管] ・該当なし。	[記載しない]	

2) 急性経皮毒性

区分	ハザード評価法で規定する注意事項	読替えを可能とする表現
1・2	[毒性情報] ・皮膚に接触すると生命に危険。	・皮ふに触れると生命に危険。 ・皮膚に付着すると生命に危険。 ・皮膚に付着すると命に係わる。 ・皮膚に付くと命の危険。
	[安全上の注意] ・眼、皮膚または衣服に付けないこと。	・眼、皮膚または衣服に付着させないこと。 ・眼、皮膚、衣服への接触を避けること。 ・眼、皮膚や衣服に付けないこと。 ・眼、皮ふ、衣服に付けないこと。
	・使用の際、飲食または喫煙をしないこと。	1) 急性経口毒性の区分1・2参照
	・作業後は身体を洗い流し、衣服を交換すること。	・作業後は身体を洗い流し、衣服を換える/着替えること。 ・作業後はすぐ/直ちに身体を洗い流し、衣服を交換すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 作業後はうがい（を）し、全身をよく洗い、衣服を交換すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染された衣服はすぐ/直ちに脱ぎ、他と分けて洗濯してから再使用すること。 汚染した衣服はすぐ/直ちに脱ぎ、再使用時は洗濯すること。 汚染された衣服はすぐ/直ちに脱ぎ、普通の衣類とは分けて洗濯すること。 汚染服は直ぐ脱ぎ、洗濯すること。 汚れた衣服はすぐ/直ちに着替えること。再使用する場合には洗濯すること。
	<p>[応急処置]</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚に付着した場合、よく洗い落とし、直ちに医師の手当を受けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚に付着したらすぐ/直ちによく洗い落とし医師の手当を受けること。 皮ふ付着時はよく洗い、すぐ/直ちに受診する/医師の手当を受けること。 皮膚に付いた場合、よく洗い落とし、すぐ/直ちに受診する/医師の手当を受けること。 皮ふに付いた時はよく洗い、すぐ/直ちに受診する/医師の手当を受けること。
	<p>[保管]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鍵のかかる場所に保管すること。 	1) 急性経口毒性の区分1・2参照
3	<p>[毒性情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚に接触すると有毒。 	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚に付着すると有毒。 皮膚に付くと有毒。 皮ふに触れると有毒。
	<p>[安全上の注意]</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 	区分1・2参照
	<p>[応急処置]</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚に付着した場合、よく洗い落とすこと。気分が悪いときは医師の手当を受けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚に付着した場合、よく洗い落とすこと。気分が悪いときはすぐ/直ちに医師の手当を受けること。 皮膚に付着した場合、すぐ/直ちによく洗い落とすこと。気分が悪いときはすぐ/直ちに医師の手当を受けること。 皮膚に付着した場合、よく洗い落とし、気分が悪い時は直ちに医師の手当を受けること。 皮膚に付いた場合、よく洗い落とすこと。気分が悪いときはすぐ/直ちに医師の手当を受けること。 皮膚に付着したらすぐ/直ちによく洗い落とし、気分が悪ければ医師の手当を受けること。 皮ふ付着時はよく洗い、悪心を感じたら受診すること。 皮ふ付着時はよく洗うこと。気分が悪い時は受診する/医師の手当を受けること。 皮ふに付いた時はよく洗うこと。気分が悪い時は受診する/医師の手当を受けること。
	<p>[保管]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鍵のかかる場所に保管すること。 	1) 急性経口毒性の区分1・2参照
4	<p>[毒性情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚に接触すると有害。 	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚に付着すると有害。 皮膚に付くと有害。
	<p>[安全上の注意]</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染された衣服は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染した衣服は脱ぎ、再使用時は洗濯すること。 汚染された衣服は脱ぎ、他と分けて洗濯してから再使用すること。 汚染された衣服は脱ぎ、普通の衣類とは別に洗濯すること。 汚染服は脱ぎ、洗濯すること。 汚染された衣服はすぐ/直ちに脱ぎ、普通の衣類とは分けて洗濯すること。

		・汚れた衣服は着替え、再使用する場合は洗濯すること。
	[応急処置] ・皮膚に付着した場合、よく洗い落とすこと。 気分が悪いときは医師の手当を受けること。	区分3参照
	[保管] ・該当なし。	1) 急性経口毒性の区分4参照

3) 急性吸入毒性

区分	ハザード評価法で規定する注意事項	読替えを可能とする表現
1・2	[毒性情報] ・吸入すると生命に危険。	・吸い込むと命に係わる。 ・吸い込むと命の危険。
	[安全上の注意] ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 ※：薬剤調製時、投入時及び散布時の農薬の形態に応じて記載する。以下、類似の注意事項について同じ。	・粉じん/ガス/ミスト/噴霧/蒸気/スプレーを吸い込まないこと。 ・粉じんや噴霧を吸い込まないこと。 ・粉じんやミストを吸い込まないこと。
	・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。	・換気の良い場所で使用すること。 ・使用は屋外又は換気の良い所に限る。 ・施設内において使用する場合は、通気を確保して作業を行なうこと。 ・屋内・換気の悪い場所で使用しないこと。 ・屋外又は換気が良好な場所以外での使用禁止。
	[応急処置] ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師の手当を受けさせること。	・吸入した時は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師の手当を受けさせること。 ・吸入時は空気の新鮮な所に移し、呼吸しやすい姿勢にし、すぐ/直ちに受診する/医師の手当を受けさせること。 ・吸入時は、空気の新鮮な所で呼吸しやすい姿勢で安静にし、すぐ/直ちに受診すること。 ・吸入時は空気の新鮮な所で呼吸しやすい姿勢にし、すぐ/直ちに受診すること。 ・吸入時は空気の新鮮な所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、すぐ/直ちに医師の手当を受けさせること。
	[保管] ・鍵のかかる場所に保管すること。 ・換気の良いところで保管すること。	1) 急性経口毒性の区分1・2参照 ・換気の良い所で保管すること。 ・換気の良い場所で保管すること。 ・換気された場所で、容器を密閉し施錠保管すること。 ・保管…密閉し、直射日光をさけ、食品と区別して、冷涼・乾燥した換気の良い所/冷涼・換気の良い所。鍵をかける。 ・換気して保管すること。
	・容器を密閉しておくこと。	・容器を密栓/密封しておくこと。 ・容器を密栓/密封/密閉すること。 ・容器を密栓または密封すること。
3	[毒性情報] ・吸入すると有毒。	・吸い込むと有毒。
	[安全上の注意]	・粉じん/ガス/ミスト/噴霧/蒸気/スプレーを吸い込

	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレアの吸入をさけること。 	<ul style="list-style-type: none"> まないこと。 ・粉じんや噴霧を吸い込まないこと。 ・粉じんやミストを吸い込まないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 	区分1・2参照
	<p>[応急処置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、医師の手当を受けさせること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、すぐ/直ちに医師の手当を受けさせること。 ・吸入した場合、すぐ/直ちに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、医師の手当を受けさせること。 ・吸入時は、空気の新鮮な所で呼吸しやすい姿勢で安静にし、受診すること。 ・吸入時は空気の新鮮な所に移し、呼吸しやすい姿勢にし、() 受診する/医師の手当を受けさせること。 ・吸入時は空気の新鮮な所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、医師の手当を受けさせること。
	<p>[保管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵のかかる場所に保管すること。 	1) 急性経口毒性の区分1・2参照
	<ul style="list-style-type: none"> ・換気の良いところで保管すること。 	区分1・2参照
	<ul style="list-style-type: none"> ・容器を密閉しておくこと。 	区分1・2参照
4	<p>[毒性情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると有害。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸い込むと有害。
	<p>[安全上の注意]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレアの吸入をさけること。 	区分3参照
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 	区分1・2参照
	<p>[応急処置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師の手当を受けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときはすぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、気分が悪い時はすぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・吸入した場合、すぐ/直ちに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときはすぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・吸入時は空気の新鮮な所で呼吸しやすい姿勢にし、悪心を感じたら受診すること。 ・吸入時は空気の新鮮な所に移し、呼吸しやすい姿勢にし、気分が悪い時は受診すること。 ・吸入時は、空気の新鮮な所で呼吸しやすい姿勢で安静にし、悪心を感じたら受診すること。 ・吸入時は空気の新鮮な所に移し、呼吸しやすい姿勢にすること。気分が悪い時は医師の手当を受けること。 ・吸入時は空気の新鮮な所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は医師の手当を受けること。
	<p>[保管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	1) 急性経口毒性の区分4参照

4) 皮膚刺激性

区分	ハザード評価法で規定する注意事項*	読替えを可能とする表現
----	-------------------	-------------

区分 1	[毒性情報] ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷の危険。	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷の危険。 ・皮膚・眼に重篤な損傷の危険あり。 ・危険（皮膚の重篤な薬傷・眼の損傷）。
	[安全上の注意] ・粉じん/ミストを吸入しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん/ミスト/噴霧を吸い込まないこと。 ・粉じんや噴霧を吸い込まないこと。 ・粉じんやミストを吸い込まないこと。
	・作業後は手足、顔などをよく洗うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業後は手足、顔等をよく洗うこと。 ・作業後はすぐ/直ちに手足、顔などをよく洗うこと。
	・汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。	2) 急性経皮毒性の区分1・2参照
	[応急処置] ・誤って飲み込んだ場合には無理に吐かせないで、口をすすぎ、直ちに医師の手当を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って飲み込んだ場合は無理に吐かせないで、口をすすぎ、すぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・誤飲時は無理に吐かせないで、口をすすぎすぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・誤飲時は無理に吐かせず、口をすすぎ直ぐ医師の手当。 ・誤飲時は無理に吐かせず口をすすぎ、すぐ/直ちに受診すること。
	・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師の手当を受けること。	3) 急性吸入毒性の区分1・2参照
	・皮膚または髪に付着した場合、よく洗い落とし、直ちに医師の手当を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚または髪に付いた場合、よく洗い落とし、すぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・皮膚、髪に付着した際はよく洗浄し、すぐ/直ちに受診すること。 ・皮膚や髪に付いた時はよく洗い、すぐ/直ちに受診する/医師の手当を受けること。 ・皮膚又は髪に付いた時はよく洗い、すぐ/直ちに医師の手当を受けること。
・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。直ちに医師の手当を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続け、直ちに医師の手当を受けること。 ・眼に入った時は数分間注意深く水洗すること。着用したコンタクトレンズを容易に外せる場合/時は外し、その後も洗浄を続け/その後も洗浄し、すぐ/直ちに医師を受診すること。 ・眼に入った時は水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用し/着用したコンタクトレンズを容易に外せる場合/時は外すこと。その後も洗浄し、すぐ/直ちに医師の手当を受ける/医師を受診すること。 	
[保管] ・鍵のかかる場所に保管すること。	1) 急性経口毒性の区分1・2参照	
区分 2	[毒性情報] ・皮膚に対して刺激性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚に対して刺激性あり。 ・皮膚刺激性あり。 ・皮ふに刺激性あり。 ・皮膚刺激あり。

	[安全上の注意] ・作業後は手足、顔などをよく洗うこと。	区分1参照
	・汚染された衣服は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。	2) 急性経皮毒性の区分4参照
	[応急処置] ・皮膚に付着した場合、直ちによく洗い落とすこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当を受けること。	・皮膚に付着した場合、すぐ/直ちによく洗い落とすこと。皮膚刺激が生じた場合は、すぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・皮膚に付いたらすぐ/直ちによく洗い落とし、皮膚刺激があれば受診する/医師の手当を受けること。 ・皮ふ付着時はすぐ/直ちによく洗うこと。皮ふ刺激が生じた時は受診する/医師の手当を受けること。 ・皮ふに付いた時はすぐ/直ちによく洗うこと。皮ふ刺激が生じた場合は受診する/医師の手当を受けること。
	[保管] ・該当なし。	1) 急性経口毒性の区分4参照

*原液（粉末）のハザード区分と使用方法に従って調製される最小希釈倍数の希釈液のハザード区分が異なる場合は、表7に準じる。

5) 眼刺激性

区分	ハザード評価法で規定する注意事項*	読替えを可能とする表現
区分1	[毒性情報] ・重篤な眼の損傷の危険。	・眼に重篤な損傷の危険あり。 ・危険（眼の重篤な損傷）
	[安全上の注意] ・作業後は洗眼すること。	なし
	[応急処置] ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。直ちに医師の手当を受けること。	4) 皮膚刺激性の区分1参照
	[保管] ・該当なし。	1) 急性経口毒性の区分4参照
区分2	[毒性情報] ・眼に対して強い刺激性がある。	・眼に対して強い刺激性あり。 ・眼に強い刺激性あり。 ・眼に強い刺激。
	[安全上の注意] ・作業後は洗眼すること。	区分1参照
	[応急処置] ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の手当を受けること。	・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続け、眼の刺激が続く場合、医師の手当を受けること。 ・眼に入った場合、すぐ/直ちに水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、すぐ/直ちに医師の手当を

		<ul style="list-style-type: none"> 受けること。 ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すして洗浄を続け、眼の刺激が続く場合、すぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・眼に入った時は数分間注意深く水洗すること。着用したコンタクトレンズを容易に外せる時は外して洗浄し、眼刺激が続く時は医師に受診すること。 ・眼に入った時は水で数分間注意深く洗うこと。着用したコンタクトレンズを/コンタクトレンズを着用し容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄し、眼刺激が続く時は医師に受診する/医師の手当を受けること。
	<p>[保管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	1) 急性経口毒性の区分4参照

*原液（粉末）のハザード区分と使用方法に従って調製される最小希釈倍数の希釈液のハザード区分が異なる場合は、表8に準じる。

6) 皮膚感作性

区分	ハザード評価法で規定する注意事項	読替えを可能とする表現
区分 1	<p>[毒性情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー性反応を起こすおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーを起こすおそれ。 ・アレルギー性反応のおそれ。 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。
	<p>[安全上の注意]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 	3) 急性吸入毒性の区分1・2参照
	<ul style="list-style-type: none"> ・かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かぶれ体質の人は作業せず、施用作物との接触をさけること。 ・かぶれやすい人は作業しないこと。施用した作物などに触れないこと。 ・かぶれやすい人は作業せず、施用した作物などに触れないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染された衣服は脱ぐこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れた衣服は脱ぐこと。 ・汚染した衣服は脱ぐこと。 ・汚染された衣服はすぐ/直ちに脱ぐこと。作業時に着用していた衣服等は、普通の衣類とは分けて洗濯すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・作業後は身体を洗い流し、うがいをするとともに衣服を交換すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業後は身体を洗い流し、うがいをするとともに衣服を着替える/換えること。 ・作業後うがい（を）し、全身をよく洗い流すとともに衣服を交換すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時の衣服などは他と分けて洗濯すること。 ・作業時の衣服などは脱いで、他（のもの）と（は）分けて洗濯すること。
<p>[応急処置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚に付着した場合、よく洗い落とすこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の 	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚に付着しないように注意すること。皮膚に付着した場合、すぐ/直ちに石けんでよく洗い落とすこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の手当 	

	<p>手当を受けること。</p>	<p>を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚に付着した場合、すぐ/直ちによく洗い落とすこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、すぐ/直ちに医師の手当を受けること。 ・皮膚に付着した場合、よく洗い落とすこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、すぐ/直ちに医師の手当を受けること ・皮膚に付いたらすぐ/直ちによく洗い落とし、皮膚刺激や発疹があれば医師の手当を受けること。 ・皮ふに付着した際はよく洗浄し、皮ふ刺激または発疹が生じた場合は受診すること。 ・皮ふ付着時はよく洗い、皮ふ刺激や発疹が生じた時は受診する/医師の手当を受けること。 ・皮ふに付いた時はよく洗い、皮ふ刺激や発疹が生じた時は受診する/医師の手当を受けること。
	<p>[保管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	<p>1) 急性経口毒性の区分4参照</p>
疑い	<p>[毒性情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー性反応を起こすおそれがある。 	<p>区分1参照</p>
	<p>[安全上の注意]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<p>[記載しない]</p>
	<p>[応急処置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<p>[記載しない]</p>
	<p>[保管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	<p>1) 急性経口毒性の区分4参照</p>

表2：文末の表現の範囲

ハザード評価法で規定する注意事項の文末	文末を簡略化又は丁寧化する事例
<p>～しないこと。 ～をしないこと。</p>	<p>～（を）しない。 ～（を）しないでください。</p>
<p>～すること。 ～をすること。 動詞＋こと。(例えば、「受けること。」)</p>	<p>～する。 ～してください。 動詞。(例えば、「受ける。」)</p>
<p>～させること。 ～をさせること。</p>	<p>～（を）させる。 ～（を）させてください。</p>
<p>名詞。(例えば、「危険。」)</p>	<p>名詞＋です。(意味の通じない場合を除く。) 名詞＋あり。(意味の通じない場合を除く。)</p>
<p>～。</p>	<p>～（句点の削除)</p>

附則（令和3年9月7日）

1. 本通知による規定は、令和3年10月1日以降に行われる農薬の登録申請について適用する。
2. 前項の規定にかかわらず、当該農薬について令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号に規定する農林水産大臣が定める基準が定められるまでの間、当該農薬についての法第七条第一項に規定する変更の登録の申請及び当該農薬の農薬原体の有効成分を含む農薬についての法第三条第二項に規定する登録の申請については、本通知による規定は適用しない。